

桑名広域清掃事業組合調達公告第2号

ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき、総合評価一般競争入札を執行するので、同施行令第167条の6及び桑名広域清掃事業組合契約規則（平成11年規則第2号）第3条において準用する桑名市契約規則（平成16年桑名市規則第55条）第4条の規定により公告する。

平成28年8月3日

桑名広域清掃事業組合 管理者 伊藤 徳宇

1 入札に付する事業

(1) 事業名称

ごみ処理施設整備運営事業

(2) 事業実施場所

三重県員弁郡東員町大字穴太地内及び三重県桑名市多度町力尾地内

(3) 本事業の対象となる施設の概要

ア ごみ焼却施設（新設）

基本条件	
(1) 事業予定地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内
(2) 対象廃棄物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、災害廃棄物
(3) 処理方式	ストーカ方式
(4) 処理能力	174t/日（87t/日×2炉）
(5) 稼働時間	24h/日
(6) 稼働開始時期	平成33年4月（予定）

イ リサイクルプラザ（既設）

基本条件	
(1) 事業地	三重県桑名市多度町力尾地内
(2) 対象廃棄物	粗大ごみ、不燃ごみ、缶類、びん類、紙類、布類、不燃残渣、災害廃棄物
(3) 処理設備等	不燃・粗大処理施設（低速、高速回転破碎機） 缶選別施設 びん選別施設 ストックヤード（紙類・布類）
(4) 処理能力	不燃・粗大処理施設：55t/5h 缶選別施設：5t/5h びん選別施設：2t/5h

(5)稼働時間	5h/日
(6)稼働開始日	平成14年12月1日

ウ プラスチック圧縮梱包施設（既設）

基本条件	
(1)事業地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内
(2)対象廃棄物	プラスチック製容器包装
(3)処理設備等	プラスチック圧縮梱包施設（破袋機、圧縮梱包機等）
(4)処理能力	17t/5h（8.5t/5h×2系列）
(5)稼働時間	5h/日
(6)稼働開始日	平成20年10月1日

エ 管理棟（既設）

基本条件	
(1)事業地	三重県桑名市多度町力尾地内
(2)建築構造	鉄筋コンクリート造3階建
(3)延床面積	2,725.54㎡

(4) 業務範囲

ア 事業者が行う業務

(ア) 工事対象施設の設計・建設業務

- a 工事対象施設の新設設計及び既設の給排水・電気設備等切替・改良（付随する解体・撤去含む）設計
- b 工事対象施設の新設工事及び既設の給排水・電気設備等切替・改良（付随する解体・撤去含む）工事
- c 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- d 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という）申請支援
- e 組合の環境影響評価に関する支援
- f 組合が行う許認可申請支援
- g 建設工事に係る許認可申請
- h 住民対応（事業者が負担すべき対応）
- i その他これらを実施するうえで必要な業務

(イ) 管理運営対象施設の管理運営に関する業務

- a 管理運営対象施設の管理運営業務
 - (a) 受入業務
 - (b) 運転管理業務
 - (c) 物品・用役調達業務
 - (d) 維持管理業務（既存施設については50万円以上の修繕・設備更新を除く）
 - (e) 環境管理業務

(f) 処分・資源化業務

1) 主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務

本施設から発生する主灰・飛灰の資源化については、基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により、事業者自ら実施することも認める。事業者自ら行う場合、事業者のうち灰運搬企業及び灰資源化企業は、基本契約に基づき、それぞれ灰運搬業務及び灰資源化業務を行うこと。

なお、事業者提案により主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を行う場合、事業者は、試運転期間中における主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務も実施すること。

2) 缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化業務

管理運営対象施設から発生する缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類（本施設からの焼鉄も含む）、小型家電、ペットボトルについて、資源化を行うこと。

3) 可燃残渣・不燃残渣の処分業務

リサイクルプラザ及びプラスチック圧縮梱包施設から発生する可燃残渣を本施設へ運搬し、焼却処理を行うこと。また、管理運営対象施設から生じる処理後の不燃残渣について、事業者のうち不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業は、基本契約に基づき、それぞれ不燃残渣運搬業務及び不燃残渣処分業務を行うこと。

なお、事業者は、試運転期間中における不燃残渣運搬業務及び処分業務も実施すること。

(g) 余熱利用業務

余熱利用業務のうち、余剰電力の売電業務については、基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により事業者自ら実施することも認める。

(h) 安全管理業務

(i) 情報管理業務

(j) 啓発業務（事業者が負担すべき範囲）

(k) その他関連業務（住民対応業務（事業者が負担すべき範囲）、植栽管理業務、財産管理業務（事業者が負担すべき範囲））

(l) その他これらを実施するうえで必要な業務

イ 組合が行う業務

(ア) 工事対象施設の設計・建設業務

- a 一般廃棄物処理計画等に基づく管理
- b 交付金申請
- c 環境影響評価
- d 組合が行う許認可申請
- e 工事対象施設の設計・建設工事監理

- f 住民対応業務（組合が負担すべき範囲）
- g その他これらを実施するうえで必要な業務
- (イ) 管理運営対象施設の管理運営業務
 - a 一般廃棄物処理計画等に基づく管理
 - b 主灰・飛灰等の運搬業務及び資源化業務
 - ※基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により、事業者自ら実施することも認める（詳細は前記ア参照）。
 - c 余熱利用業務（売電業務のみ）
 - ※基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により事業者自ら実施することも認める（詳細は前記ア参照）。
 - d 既存施設の維持管理業務（50万円以上）
 - e プラスチック製容器包装圧縮梱包品の資源化
 - f 本事業の管理運営モニタリング
 - g 住民対応業務（組合が負担すべき範囲）
 - h 啓発業務（組合が負担すべき範囲）
 - i その他これらを実施するうえで必要な業務

(5) 事業期間

- ア 設計・建設期間：契約締結日から平成33年3月まで（試運転期間含む）
- イ 管理運営期間：平成33年4月から平成53年3月までの20年間
 - なお、設計・建設期間については、事業者提案による短縮も認める。事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間は、事業者提案による設計・建設期間終了から20年間となる。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び管理運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、構成員及び協力企業からなる構成企業により構成されるものとし、これら以外の者の入札参加者への参画は認めない。
- ウ 入札参加者の構成企業のうち、プラントの設計及び建設企業、並びに管理運営企業は、構成員とする。なお、建屋の設計企業及び建設企業は、構成員又は協力企業とする。
- エ 入札参加者の構成企業のうち、事業者提案により、事業者自ら灰運搬業務及び灰資源化業務を行う場合、灰運搬企業及び灰資源化企業は協力企業とする。
- オ 入札参加者の構成企業のうち、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業は協力企

業とする。

- カ 入札参加者は、構成員のうちプラントの設計及び建設企業について、組合との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業はS P Cへの最大出資者とする。
- キ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- ク 本事業の設計・建設業務を建設J Vにより実施する場合は、特定建設工事共同企業体とするとともに、代表企業が建設J Vの代表者となるものとする。
- ケ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議のうえ、これを決定する。
- コ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、協力企業のうち、灰運搬企業及び灰資源化企業並びに不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業については、この限りでない。
- サ 落札者は、仮契約締結時までS P Cを桑名市、木曾岬町又は東員町に設立するものとする。ただし、本施設及び既存施設所在地をS P C本店所在地として登記することはできない。
- シ 落札者の構成員は全てS P Cへ出資することとし、構成員以外の者の出資は認めない。
- ス S P Cに出資する全ての構成員は、特定事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、参加表明書の提出期限日において、平成28年度の桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿に登録をしていること。
- エ 工事対象施設のうちプラントの設計及び建設を実施する企業は構成員とし次の要件を全て満たしていること。なお、プラントの設計及び建設を実施する者は同一企業とする。
 - (ア) 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
 - (ウ) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での設計及び建設実績を2件以上有すること。
 - a 平成14年12月以降に竣工した施設

- b 施設規模174t/日以上かつ、1炉当たり87t/日以上 of 施設
 - c 焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備を有する施設
- (エ) 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
- オ 工事対象施設のうち建屋の設計及び建設を実施する企業は、構成員又は協力企業とし次の要件を全て満たしていること。なお、設計と建設に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。この場合、それぞれの企業に設定している要件を、単独で全て満たすこと（ただし、建屋の設計と建設を同一企業が実施する場合、下記（ア）cに示す登録は不要）。
- (ア) 建屋の設計を実施する企業
- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の設計実績が1件以上あること。
 - c 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿において、建築一般に登録されていること。
- (イ) 建屋の建設を実施する企業
- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - b 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
 - c 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の建設実績が1件以上あること。
 - d 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿において、建築一式に登録されていること。
- カ 管理運営企業は入札参加者の構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で管理運営業務を実施する場合は、（ア）は運転管理業務及び維持管理業務を行う全ての構成員が満たすものとし、（イ）及び（ウ）は運転管理業務を行う構成員が満たすものとし、（エ）は運転管理業務又は維持管理業務を行う構成員が満たすものとし、（オ）は維持管理業務を行う構成員が満たすものとする。
- (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (イ) 一般廃棄物を対象とし、平成14年12月以降に竣工したストーカ炉施設の運転管理実績を2件以上有していること。また、焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備の運転管理実績を2件以上有していること。
- (ウ) 高速回転式破碎機を有する廃棄物処理施設の運転管理実績を2件以上有してい

ること。

(エ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として管理運営開始後2年間以上配置できること。

(オ) 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されている者で、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

キ 灰運搬企業、灰資源化企業及び不燃残渣運搬企業、不燃残渣処分企業は協力企業とし、それぞれを別企業によって実施することが可能である。この場合、それぞれの企業に設定している要件を、各企業が単独ですべて満たすこと。

(ア) 灰運搬企業

a 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

b 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。ただし、灰資源化企業が自社の資源化施設において灰の資源化処理を行うに当たり自らが灰の運搬も行う場合はこの限りでない。

(イ) 灰資源化企業

a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設から生じる焼却灰の資源化処理実績を有すること。

(ウ) 不燃残渣運搬企業

a 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

b 貨物自動車運送事業法第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。ただし、不燃残渣処分企業が自社の処分施設において不燃残渣の処分を行うに当たり自らが不燃残渣の運搬も行う場合はこの限りでない。

(エ) 不燃残渣処分企業

a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設から生じる不燃残渣の処分実績を有すること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始命令がなされている者。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立がなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立をしている者。（手続開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- オ 桑名市、木曾岬町又は東員町の入札参加者指名停止基準で定める指名停止基準に該当する者若しくは三重県の指名停止処分を受けている期間中である者。
- カ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- キ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 号の規定による営業停止の期間中である者。
- ク 直前 1 年間の国税及び市・町税を滞納している者。
- ケ 桑名市、木曾岬町又は東員町の暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。
- コ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の各号の規定に該当する者。
- サ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本項において、以下同じ。）
- シ ごみ処理施設整備専門委員会の委員と資本面及び人事面において関連のある者。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、原則として、当該入札参加者は失格とする。

3 入札説明書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成 28 年 8 月 3 日（水）より

(2) 場所

桑名広域清掃事業組合事務局で閲覧及び桑名広域清掃事業組合ホームページ (<http://www.recycle-mori.jp/>) に掲載する。なお、閲覧期間は平成 28 年 8 月 3 日（水）から平成 28 年 9 月 30 日（金）の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時の間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）とする。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

ア 日時

平成 29 年 1 月 5 日（木）から平成 29 年 1 月 6 日（金）の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時の間

イ 場所

桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室

ウ 提出方法

入札書類（入札書、誓約書、提案書及び設計図書）を持参し、提出すること。

(2) 開札

ア 日時

平成 29 年 3 月中旬

※日時については追って通知する。

イ 場所

追って通知する。

5 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 入札者が同一事項の入札で 2 以上の入札をしたとき。

イ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

ウ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。

エ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札のとき。

オ あらかじめ指示された入札事項に違反したとき。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

- ア 建設工事請負契約については契約金額の100分の10以上とする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負契約書(案)による。
- イ 管理運営委託契約、不燃残渣運搬委託契約及び不燃残渣処分委託契約については、各々の契約に定める各年度の委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、管理運営委託契約(案)、不燃残渣運搬委託契約(案)及び不燃残渣処分委託契約(案)による。
- ウ 事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合、灰運搬委託契約及び灰資源化委託契約については、各々の契約に定める各年度の委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、灰運搬委託契約(案)及び灰資源化委託契約(案)による。

7 前各号に掲げるもののほか、入札についてその他必要と認める事項

入札説明書等に記載のとおりとする。

【担当】

本事業の担当は、桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室とする。

桑名広域清掃事業組合事務局 建設準備室

〒511-0125

三重県桑名市多度町力尾

電 話 0594-31-1031

F A X 0594-31-1032

E-mail kseisom@city.kuwana.mie.jp